平成２５年（フ）第２０３号
三重県鈴鹿市野辺２丁目16番６号
債務者　酒井　美穂
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８２号
滋賀県近江八幡市中小森町803番地
債務者　鎌田　哲生
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４１１号
兵庫県加古川市平岡町山之上442番地の４リアンジュ203号、従前の住所兵庫県三木市大村635番地の１　レイク・イン102号
債務者　中嶋　祐也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目９番２―206号　県住２―206号
債務者　小倉　花映
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８１号
広島市中区堺町２丁目４番19―604号
債務者　河野　志門
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
広島県呉市広吉松１丁目２番42号
債務者　渡邉香奈江
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１３５号
広島県竹原市忠海東町１丁目５番30号ＪＣアネックス201号
債務者　田坂　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２２４号
愛媛県松山市余戸東５丁目３番26号
債務者　白石　真弓
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲128番地１　一之宮団地358号
債務者　吉岡　和広
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１９号
高知県室戸市羽根町乙3185番地１
債務者　長岡　理佐（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
福岡県八女郡広川町大字広川1431－５　グリーンヒル古賀202、住民票上の住所福岡県八女市黒木町木屋4078番地１
債務者　大石　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１０１号
鹿児島県霧島市国分郡田217番地１　サンハイツ原201
債務者　富山　仁美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
広島県福山市本庄町中１丁目５番５―405号
債務者　大塚　正徳
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５１４号
千葉県流山市西松ケ丘１丁目60番地　メゾンハイアット207
債務者　滝沢　清治
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２３号
千葉県柏市南増尾３丁目11番33号
債務者　境谷　利子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３８号
千葉県柏市高田1236番地３
債務者　後藤真理子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５２号
千葉県野田市木間ケ瀬4003番地12
債務者　相馬　正敏
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部